

広島市社会福祉審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の市政参画の推進に関する要綱第15条、第16条及び第17条に関し、広島市社会福祉審議会の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 広島市社会福祉審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者の障害の程度の審査に関する事項
- (3) 里親の認定に関する事項
- (4) 児童の入所措置等に関する事項
- (5) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての調査審議のうち児童の死亡事故等の重大事案の調査審議に関する事項

2 議題を非公開とする場合の決定は、委員長に一任する。

(会議開催の周知)

第3条 健康福祉局健康福祉企画課、高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉部障害福祉課、こども未来局こども青少年支援部その他審議案件を所管する課等（以下「関係各課」という。）は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 関係各課窓口へ備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所へ掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載
- (4) その他可能な広報手段

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、20名とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受け付けは、会議当日、会議開始前の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者

- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議の要旨の作成及び閲覧)

第9条 関係各課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時・場所
 - (3) 出席委員氏名
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）
 - (6) 傍聴人の人数
 - (7) 会議資料名
 - (8) 会議の要旨
- 2 関係各課は、作成した会議要旨の内容に正確を期するため、委員長又は分科会長の確認を得るものとする。
- 3 関係各課は、作成した会議要旨を、関係各課窓口及び広島市公文書館の所定の場所に会議資料と合わせて備え置くとともに広島市ホームページに掲載し、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年５月１６日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。